

排出事業者の責任追及の状況と今後の予定

| 日 程 | 内 容 | 備 考 |
|------------|---|--------------------------|
| 13.1～2 | 岩手県側から発見された廃棄物により判明した「廃棄食品等」の排出事業者約 20 社に報告徴収 | |
| 13.2 | 岩手県は縣南衛生から提出された排出事業者リストを基に、排出事業者・運搬業者約 150 社に報告徴収 | |
| 14.1～8 | 縣南衛生破産管財人から提出されたマニフェスト整理、 これに基づき排出者リスト作成 | |
| 14.8.2 | 岩手県：土生木建設(株) (はぶきけんせつ) に措置命令 岩手県側廃棄物掘削調査により確認された廃棄物について、その処理過程を排出事業者まで遡って追跡した結果、土生建設(株)が排出事業者から自社で処分を受託した廃棄物を焼却せずに、三栄化学工業(株)に処分を再委託し、三栄化学工業(株)が不法投棄した事実を解明。 | 再委託基準違反 |
| 14.8. | 排出者共通リスト作成 青森県：三栄化学からの実績報告書等によりリスト作成 岩手県：縣南衛生(株)の排出者リスト整理 | |
| 14.8.末 | 関係都県への協力依頼 環境省が青森・岩手両県と排出事業者が多数いる首都圏の関係都県を招集し、両県が行う排出事業者の責任追及への協力を依頼 | 排出事業者の情報提供・報告聴取作業等への協力要請 |
| 14.9 以降 | 両県から報告徴収 | |
| | 排出者からの報告書提出、整理 | 違反が判明しだい逐次措置命令等の措置 |
| | 各種調査の結果、違反が判明すれば遅滞なく措置命令等を行うなど、責任の徹底追及を行う。 | |